

## 借入状況等申告書

## 1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	農業協同組合	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記入欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	毎月の償還額 (円)	ボーナスの償還額 (円)	借入日	借入額 (万円)	毎月の償還額 (円)	ボーナスの償還額 (円)
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共済組合からの借入状況記入欄									
貸付種類	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	毎月の償還額 (円)	ボーナスの償還額 (円)	借入日	借入額 (万円)	毎月の償還額 (円)	ボーナスの償還額 (円)
計				(C)	(H)			(D)	(I)
毎月の償還額	(A)	+	(B)	+	(C)	+	(D)	=	円・・・(E)
ボーナスの償還額	(F)	+	(G)	+	(H)	+	(I)	=	円・・・(J)

## 2. 確認事項

(1) 他の市町村職員共済組合、都市職員共済組合または指定都市職員共済組合で貸付を借入していたことがある。	※1	はい ・ いいえ
(2) 現在、部分休業中等で給料（または報酬）が減額されている。	※2	はい ・ いいえ

※1 他の組合で借入していたことがある場合は別途申告書（様式）の提出が必要です。

※2 給料（または報酬）が減額されている場合は、次の算定式により求めた額を「給料月額（K）」及び「年収額（M）」として用いてください。

○ 減額後の「給料月額（K）」＝給料月額×（1－貸付月の休業予定（申請）時間／貸付月の正規の勤務時間） 円

○ 減額後の「年収額（M）」＝減額後の「給料月額（K）」×12＋減額後の「給料月額（K）」×4 円

## 3. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	割合% [E÷K×100] (小数点第2位を四捨五入)

※ 給料月額 (K) に対する毎月の償還額 (E) の割合が、30%を超える場合は、貸付できません。

※ 令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

## 4. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 (L) {E×12+J×2}	年収額 (M) {K×12+K×4}	割合% [L÷M×100] (小数点第2位を四捨五入)

※ 年収額 (M) に対する年間償還額 (L) の割合が、30%を超える場合は、貸付できません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従うこと。

令和 年 月 日

福井県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名

㊞

## 記入上の注意

- 1 申込人は、1～4の項目について、すべて記入してください。
- 2 「1. 借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。  
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合からの貸付と同一事由により住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものを記入してください。
- 3 他の金融機関等から既に借り入れている場合または新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額が確認できる書類(融資決定通知書、償還表等)の写しを添付してください。  
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類(完済証明、登記簿謄本(乙区欄)等)の写しを添付してください。
- 4 「1. 借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、償還表による金額を記入してください。
- 5 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合または申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。  
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。  
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債務者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- 6 「2. 確認事項」について、(1)及び(2)の有無について記入してください。該当する場合は、注意書きに合わせて記入してください。
- 7 「3. 給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料(または報酬)月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合は、貸付けを行いません。
- 8 「4. 年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- 9 給与(もしくは報酬)の差押を受けている間は、貸付けを行えません。
- 10 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。